

○厚生労働省令第八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	別表第一(第十二条関係) 一〓三百五十八 (略) 三百五十九 プロピオン酸ベンジル 三百六十 プロピコナゾール 三百六十一〓四百五十五 (略)
改正前	別表第一(第十二条関係) 一〓三百五十八 (略) 三百五十九 プロピオン酸ベンジル (新設) 三百六十〓四百五十四 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。